

令和  
元年分

# 還付・確定申告のお知らせ

問い合わせ／上尾税務署（☎048-770-1800・自動音声案内「2」）  
税務課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

## 申告が必要な方

### 自営業者・農家など

- 事業を営んでいる ○農業による所得がある
- 不動産所得がある ○土地や建物を売った
- ※昨年中の所得金額の合計額が、各種所得控除の合計額より低い方を除く

### 会社員などの給与所得者

- 給与収入が2,000万円を超える
- 給与所得以外の所得合計額が20万円を超える
- 2か所以上の会社から給与を支払われている

### その他

- 年の途中に退職し、年末調整を行っていない
- 医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けたい

## 申告に必要なもの

- 個人番号確認書類
- 身元確認書類
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 源泉徴収票や支払者の証明書
- 各種領収書又は控除証明書
- 医療費控除明細書
- セルフメディケーション税制明細書及び疾病予防への取組書類
- 障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書（申告時に提示）
- 「確定申告のお知らせ」ハガキ



## 注意事項

- 給与所得者や年金受給者は、支払元（者）が発行する源泉徴収票が必要です
- 事業・農業・不動産所得の申告は、帳簿・領収書などを整理し、収支内訳書を作成のうえ、上尾税務署での申告となります
- 医療費控除やセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方は、医療を受けた方ごとに明細書を作成のうえ提出してください。また、領収書の日付が平成31年・令和元年であることを確認してください
- セルフメディケーション税制を受ける方は、対象商品であることを必ず確認してください。また、申告する方の健康の保持増進・疾病予防への取組のわかる書類（予防接種の領収書や健康診断結果通知等）の添付又は提示が必要です
- 医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方のみ選択となります（選択後の変更不可）
- 国民年金保険料の支払額は、市役所では証明できませんので、日本年金機構（ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004・ナビダイヤル）へお問い合わせください
- 還付及び振替納税の口座の指定には申告者本人の口座が必要です
- 所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税申告書の提出は不要です



## 固定資産税の手続きはお早めに

問い合わせ／税務課土地担当（内線2261）・家屋担当（内線2263）

次のいずれかに該当する場合は、適正な課税のため、早急にご連絡ください。

- 昨年中に未登記の家屋を新築・増築・取り壊した ○昨年中に土地の利用状況に変更があった
- なお、今年度中に以下の工事等をした場合は、申告することで翌年度固定資産税額が軽減される場合があります。詳細はお問い合わせください
- 昭和57年1月1日以前からある住宅に一定の耐震改修工事をした ○10年以上建つ住宅に一定のバリアフリー工事をした ○平成20年1月1日以前からある住宅に一定の省エネ改修工事をした ○要件を満たす認定長期優良住宅を建てた



# 上尾税務署からのお知らせ

問い合わせ／上尾税務署(〒362-8504上尾市大字西門前577、☎048-770-1800・自動音声案内「2」)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

**2月17日(月)～3月16日(月)**

9時～17時(受付＝8時30分～16時)

※土・日曜日、祝日を除く。

ただし、2月24日(月)・3月1日(日)は開場

自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告書を作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、確定申告書を作成できます。印刷し、郵送又はe-Taxで送信(事前準備が必要)してください

【作成コーナーで操作に困ったら】

e-TAX・作成コーナーヘルプデスクへお問い合わせください(☎0570-01-5901・受付＝平日9時～17時)

## 確定申告、市・県民税申告にはマイナンバーの記載が必要です

(1)マイナンバーカードをお持ちの方は

マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です

(2)マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類と身元確認書類が必要です

(3)申告者の家族が申告に来る場合は

申告者本人の番号確認書類(写し)と身元確認書類(写し)が必要です

■必要な確認書類(いずれもこのうち1点が必要)

番号確認書類	○マイナンバーカード ○通知カード 等
身元確認書類	○マイナンバーカード ○運転免許証 ○パスポート ○年金手帳 ○健康保険証 ○在留カード ○障害者手帳 等

※扶養親族の扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族のマイナンバーの記載も必要です

## 公的年金等の源泉徴収票が送付されます

令和元年(平成31年)中に支払われた年金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和元年分公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から日本年金機構より順次送付されます。

年金以外の所得がある方や、還付申告をする方などは、申告の添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

紛失した場合は、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165・050)で始まる電話からは☎03-6700-1165)で再交付申請ができます。送付まで2週間程度かかります。お急ぎの場合は、年金事務所でも再交付申請ができます。

なお、遺族年金・障害年金は非課税のため、源泉徴収票は届きません。

問い合わせ／大宮年金事務所(☎048-652-3399)

## 要介護認定者の控除について

申告の際に控除を受けるには、次の証明書又は認定書の提示が必要となります。事前に交付を受けてください。

**おむつ代の医療費控除**

**対象**／要介護認定者で、認定時の主治医で常時おむつが必要とわかる方

**必要書類**／初回＝医師が発行の「おむつ使用証明書」、2回目以降＝市が発行の「おむつ代の医療費控除証明書」

**障害者控除**

**対象**／65歳以上の要介護認定者

**区分**／要介護1・2＝障害者控除、  
要介護3～5＝特別障害者控除

問い合わせ／福祉課高齢者福祉担当(内線2674)、吹上支所福祉グループ(☎548-1213)、川里支所福祉グループ(☎569-1111)



# 還付・確定申告、市・県民税申告の受付日程

問い合わせ／税務課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

各地区日程で都合のつかない場合は、他の申告会場へお越しください。

前年の状況から必要と思われる方には、市・県民税申告書を1月下旬に送付します。申告書が必要な方はご連絡ください。

所得税の申告をされた方は、市・県民税の申告は不要です。申告方法の詳細は広報かがやき2月号でお知らせします



本市の臨時申告受付会場では、給与、公的年金、配当（分離を除く）、雑・一時所得など総合課税の簡易な申告の受付となります。e-Taxの利用はできません。

また、記帳相談は受けません。申告書をすべて作成済みの場合のみ、受付でお預かりし、上尾税務署へ回送します。

## ■受付日程 〈受付時間〉 9時～12時、13時～15時 ※12時～13時は番号札をお取りできません

種類	とき	混雑予想	ところ	地区
還付申告	2月13・14日 (木・金)	⌚ ⌚	クレアこうのす	地区割なし
確定申告	17日(月)	⌚ ⌚ ⌚	クレアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神
	18日(火)	⌚ ⌚ ⌚		富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	19日(水)	⌚ ⌚		箕田、すみれ野、愛の町、中井、三ツ木、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稻荷町、赤見台
	20日(木)	⌚ ⌚		原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
確定申告、市・県民税の申告	21日(金)	⌚ ⌚	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台
	25日(火)	⌚		屈巢、関新田、新井、境、上会下
	27日(木)	⌚ ⌚ ⌚	吹上生涯学習センター	吹上、吹上富士見
	28日(金)	⌚ ⌚ ⌚		筑波、吹上本町、大芦、小谷
	3月2日(月)	⌚ ⌚ ⌚		南、榎戸
	3日(火)	⌚ ⌚		榎戸1・2、荊原、北新宿、新宿
	4日(水)	⌚ ⌚		鎌塚、袋、前砂
	5日(木)	⌚ ⌚		下忍、明用、三町免
市・県民税の申告	6日(金)	⌚	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	10日(火)	⌚ ⌚	箕田公民館	箕田・すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稻荷町、赤見台
	11日(水)	⌚	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
	12日(木)	⌚	クレアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
	13日(金)	⌚		鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
	16日(月)	⌚		加美、宮地、東、天神、神明、逆川

申告の待ち時間に申請・設定できます

## マイナンバーカードの申請・マイキーIDの設定を市の申告会場でしょう！



マイナちゃん

- 会場に特設ブースを設置
- 所要時間は約10分
- 無料でできるよ!

とき・ところ／上表の全会場9時～15時

持ち物／個人番号カード交付申請書

注意事項／本人がお越しください（15歳未満は保護者同伴）。

マイキーID設定には、マイナンバーカードとカード取得時に設定した4桁の暗証番号が必要です

問い合わせ／情報システム課（内線3415）

又は市民課（内線2432）

